

No. 148(2016/2)

Akamai 事件

CAFC 大法廷 2015 年 8 月 13 日判決¹

弁護士・弁理士 飯田 圭

第 1 事案の概要

Akamai 社は、Massachusetts Institute of Technology 保有の米国特許第 6,108,703 号（「703 特許」）の exclusive licensee であり、Limelight 社のコンテンツ配信サービスが 703 特許を侵害しているとしてマサチューセッツ州連邦地裁に提訴した。Akamai 社は、コンテンツ配信サーバの市場で後発の Limelight 社と競合関係にあり、Limelight 社はコンテンツ配信サーバの保守管理を行っていたが、Limelight 社自身は 703 特許のコンテンツ配信サービスに関するクレームの全てのステップは実施しておらず、その顧客（コンテンツプロバイダ）が一部のステップ（下記タグ付けステップ）を実施していた。もっとも、Limelight 社は、Limelight 社のサービスを受けるために必要な顧客が実行すべき全ての手順（下記タグ付けステップを含む）を教示したマニュアルを提供し、ヘルプデスクも用意していた。また、顧客が Limelight 社のサービスを享受しようとする場合、当該一部のステップ（下記タグ付けステップ）を実施しなければならず、選択の余地はなかった。

全 15 ページ； 以下目次のみ

第 2 本件特許発明

第 3 関連裁判例

第 4 Akamai 事件の経過

第 5 CAFC 大法廷 2015 年 8 月 13 日判決

1. 判事
2. 結論
3. 判示事項

第 6 検討

1. CAFC 大法廷 2015 年 8 月 13 日判決自体の評価

¹ Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc., No. 09-1372 (Fed. Cir. 2015) (en banc).

2. CAFC 大法廷 2015 年 8 月 13 日判決による日本法への示唆

以 上